

ご家族様・代理人様 各位

社会福祉法人仁成福祉協会

入所者様との面会について

日頃は、当法人の施設運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類へ移行されましたことから、入所者様との面会について下記の通りといたしましたので、ご連絡申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、施設内クラスターが発生した場合等は、入所者様との面会を制限させていただく場合がございます。

何卒、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

入所者様との面会について

●入所者様との面会をご希望される場合のお手続き

- ・面会をご希望される場合は、施設の相談員にお申し出ください。
- ・面会をご希望される方は、各々「面会依頼書」をご記入の上、ご提出してください。

- ・入所者様と面会する際は、《面会時の感染防止対策》についてご協力をお願いいたします。
- ・「面会依頼書」の《確認事項》の何れかに該当する項目がある場合は、オンライン面会のみ可能です。

●面会依頼書

《確認事項》

- ①発熱（原則37度以上）、のどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等がある。
- ②上記①の症状のほか、その他体調不良がある。
- ③同居家族に①、②の症状がある方がいる。
- ④過去1週間以内に新型コロナウイルス感染症の感染者との接触者がある。
- ⑤《面会時の感染防止対策》に協力できない。

《面会時の感染防止対策》

- ①面会者の人数は必要少人数とされ、面会時間は15分程度としてください。
- ②面会は、面談室で行ってください。
- ③面会時間を通じて不織布マスクを必ず着用してください。
- ④面会の前後に手指消毒を行ってください。
- ⑤面会者の手指や飛沫等が、入所者様の目、鼻、口にふれないように配慮してください。
- ⑥面会場所での飲食は控えてください。また、大声での会話は控えてください。

感染を予防するためご協力をお願いいたします。

以上